

令和 8 年 8 月 2 7 日
小川ビル 4 階会議室
午 前 1 0 時 ～

令和 8 年度 第 1 回 杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 次 第

1 開 会

2 協議会の概要について <資料 1>

3 委員紹介 <資料 2>

4 協議会の運営について

5 災害時要配慮者支援対策における主な取組状況等について <資料 3>

6 議 題

(1) 避難行動要支援者名簿における対象基準の見直しについて <資料 4>

(2) 「災害時要配慮者の支援のための行動指針」の改訂について <資料 5>

7 その他

8 閉 会

【配付資料】

資料 1 杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会設置要綱

資料 2 令和 8 年度杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会委員名簿 及び 事務局名簿

資料 3 災害時要配慮者支援対策における主な取組状況等について

資料 4 避難行動要支援者名簿における対象基準の見直しについて

資料 5 「災害時要配慮者の支援のための行動指針」の改訂について

参考資料 災害時要配慮者の支援のための行動指針（令和元年 7 月改訂）

○杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会設置要綱

平成24年6月1日杉並第15686号

改正

平成26年3月31日杉並第67849号

平成27年3月20日杉並第65866号

令和8年3月23日杉並第66955号

杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 杉並区（以下「区」という。）は杉並区防災対策条例（平成14年条例第9号）に基づき、災害時要配慮者の安全確保を目的に、災害時要配慮者に配慮した施策を講じるとともに、区民及び事業者等との協働による支援体制を構築するため、杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱における「災害時要配慮者」の対象者は、杉並区災害時要配慮者支援対策に関する要綱（平成19年7月1日杉並第26859号）第3条に該当する者とする。

(所掌事項)

第3条 連絡協議会は、災害時要配慮者に係る次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 震災救援所等における救護支援活動に関すること。
- (2) 区民及び事業者等との協働による支援体制の連携推進に関すること。
- (3) その他、災害時要配慮者に対する福祉救護等について必要と認められること。

(構成)

第4条 連絡協議会は、別表の各構成機関から推薦された者をもって構成する。

(部会)

第5条 災害時要配慮者の特性に応じた専門的な意見交換を行うために、部会を開催することができる。

- 2 部会は、別表中の各構成機関等から推薦された実務担当者と構成する。

(運営)

第6条 連絡協議会は、保健福祉部長が招集する。

- 2 会議の司会、進行については、保健福祉部長が指名する。
- 3 保健福祉部長は、必要があると認めるときは、第4条に掲げる以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 連絡協議会は、公開とする。ただし、必要に応じて、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、保健福祉部管理課及び総務部危機管理室防災課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営方法その他必要な事項については、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日杉並第65866号）

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

附 則（令和8年3月23日杉並第66955号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会構成機関

居宅介護支援事業者協議会	1名
訪問介護事業者協議会	1名
訪問看護ステーション連絡会	3名以内
通所介護事業者連絡会	1名
地域包括支援センター	3名以内
障害者団体連合会	1名
障害者施設	3名以内
障害者相談支援事業所	1名
民生委員児童委員協議会	3名以内

令和8年度杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会委員名簿

	団体名	役職名	氏名
全 般	居宅介護支援事業者協議会	青い鳥 代表	相田 里香
	訪問看護ステーション連絡会	ソフィアメディ訪問看護 阿佐ヶ谷 管理者	福島 あや子
	民生委員児童委員協議会	高円寺中央地区 副会長	松井 佳代子
	民生委員児童委員協議会	成田地区 副会長	恵羅 明子
	民生委員児童委員協議会	阿佐谷地区	岡本 昭彦
高 齢 者 関 係	訪問介護事業者協議会	SOMPO ケア杉並 井荻サテライト管理者	伊藤 美矢子
	地域包括支援センター [ケア 24 清水]	センター長	赤間 秀彦
	通所介護事業者連絡会	鶴亀デイサービス高井戸 品質管理部	馬場 哲
障 害 者 関 係	障害者団体連合会	杉並区身体障害者協会 副会長	菊池 弘泰
	身体障害者施設	介護サポート部 主任	久保 太郎
	知的障害者施設	施設長	小林 哲
	精神障害者施設	障害者施設リブレ 管理者	田中 朋
	障害者相談支援事業所 [すまいる高井戸]	センター長	若山 大地
		(委員代理) 相談員	猪狩 昌代

令和8年度杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会事務局名簿

職名	氏名
保健福祉部長	福原 善之
保健福祉部管理課長	土田 昌志
危機管理室防災課長	手塚 剛
危機管理室地域防災担当課長	島袋 史弘
保健福祉部障害者施策課長	江川 志穂
保健福祉部障害者施設支援課長	松下 美穂子
保健福祉部地域包括ケア推進担当課長	石野 哲夫
在宅医療・生活支援センター所長	大川 恵
保健福祉部参事（杉並保健所健康推進課長事務取扱）	山田 恵理子
杉並保健所健康危機管理保健調整担当課長	目黒 紀美子
保健福祉部管理課地域福祉推進担当係長	渡邊 純一
杉並保健所健康推進課医療連携担当係長	濱 春菜
危機管理室防災課防災計画担当係長	西山 正治
保健福祉部障害者施策課障害者保健担当係長	永沢 文子
保健福祉部障害者施設支援課管理係長	関口 良太
保健福祉部高齢者在宅支援課地域包括ケア推進係長	藤井 志乃
保健福祉部管理課地域福祉係	岡部 亮太
保健福祉部管理課地域福祉係	柴崎 優斗
保健福祉部管理課地域福祉係	佐藤 健

災害時要配慮者支援対策における主な取組状況等について

1. 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）制度の現況（10年前の数値を参考に併記）

（1）避難行動要支援者名簿登載者

平成 28 年 26,259 名 → 令和 8 年 34,475 名

避難行動要支援者名簿は、「災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項」で自治体に作成が義務付けられている。

（2）地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者数

平成 28 年 9,468 名 → 令和 8 年 10,535 名

地域のたすけあいネットワーク（地域の手）は、「災害対策基本法第 49 条の 11 第 1 項、第 2 項」及び「第 49 条の 15 第 1 項、第 2 項」が規定する情報の内部利用と提供を根拠として、区が独自に行う事業である。

（3）個別避難支援プラン作成数

平成 28 年 6,990 名 → 令和 8 年 7,663 名

区は、個別避難支援プランを「災害対策基本法第 49 条の 14 第 1 項」で自治体の努力義務とされている個別避難計画として位置付けている。

2. 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）未登録者数に対する登録勧奨の実施

避難行動要支援者名簿登載者のうち、未登録者に対して登録勧奨を実施。

- ・平成 28 年度未登録者 15,118 名に勧奨 → 1,541 件の返信（約 10%）
- ・令和 7 年度未登録者 22,373 名に勧奨 → 1,015 件の返信（令和 8 年 3 月時点）（約 5%）

3. 福祉救護所の新規協定締結

震災救護所や第二次救護所では避難生活が困難で、特別な支援を必要とする要配慮者を臨時的、応急的に受け入れ、専門性の高い支援を行うため、区立施設のほか、特養ホームや障害者通所施設などと、福祉救護所の運営・開設にかかる協定を締結している。

令和 7 年度は新たに 3 所、令和 8 年度 8 月現在 2 所と協定締結（計 52 所※）

※ 1 施設改修工事中

4. 福祉救援所連絡会の開催（令和8年3月27日）

【主な協議事項】

- ・福祉救援所訓練の実施について
- ・施設のBCPと福祉救援所マニュアルについて
- ・利用者への福祉救援所の周知について
- ・震災救援所運営セットの作成及び更新について

5. 母子救援所開設に向けた東京都助産師会との災害協定の締結

妊産婦・乳幼児の避難場所について、第二次救援所の中に母子救援所機能を持たせるよう調整し、東京都助産師会（新宿・中野・杉並地区分会）と災害時における母子支援活動に関する協定を締結（令和7年12月）。

避難行動要支援者名簿における対象基準の見直しについて

1 見直しの背景・課題

(1) 制度の概要

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10に基づき、市区町村が作成する名簿である。

本名簿は、高齢者や障害者等の要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者を避難行動要支援者として登載し、平時の見守りや災害時の安否確認、避難支援等に活用するものである。また、具体的な対象範囲は、地域の特性や実情を踏まえ各自治体が設定するとされている。

なお、平成25年の災害対策基本法改正により、市区町村による本名簿の作成が義務化された。

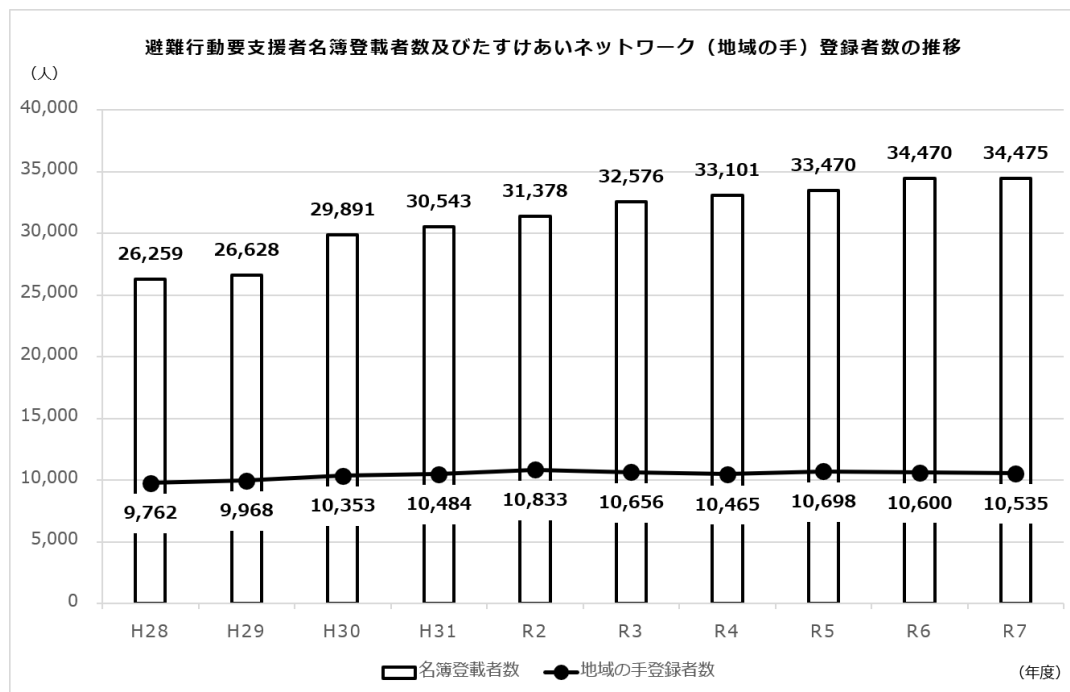
(2) 杉並区における対象基準の経緯・現状

区では、平成25年の災害対策基本法改正以前から実施していた「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」における対象者の考え方を引き継ぎ、避難行動要支援者名簿の対象基準を設定している。

平成25年改正前の災害時要援護者（現在の「避難行動要支援者」）は、「高齢者」や「障害者」など、災害時に支援を必要とする人を広く対象とする行政上の概念であり、区はこの考え方を踏襲してきた。

その後、法制度の変更や高齢化の進展があったものの、対象基準について抜本的な見直しは行わず、現在に至っている。

その結果、名簿登載者数は令和8年3月時点で34,475人となり、平成28年3月時点の26,259人と比較して、この10年間で約1.3倍に増加している。また、今後も高齢化の進展等に伴い、この傾向はさらに拡大することが見込まれる。



(3) 他自治体との違い

平成 25 年の災害対策基本法改正後に制度を構築した自治体の多くは、国のガイドラインに基づき、限られた地域資源の中で実効性のある支援体制を構築するため、災害時における本人の避難能力を重視した対象範囲を設定している。そのため、対象者を一定の要件に該当する者に限定するなど、避難支援の必要性に着目した基準を採用している自治体も少なくない。

これに対し、杉並区では前述(2)のとおり、制度創設時の基準を継続して運用してきたことから、現在では他自治体と比較して対象範囲が広く、人口に占める名簿登載者の割合も高い状況にある。

【対象基準及び人口比の比較】

人口規模の差による影響を排除し、より適切な比較を行うため、23 区のうち杉並区と人口規模が近似する 5 区を選定し、避難行動要支援者名簿の対象基準及び人口に占める名簿登載者の割合を整理した。

①対象基準の比較（人口は令和 6 年 12 月時点、△は世帯状況等の条件あり）

区分	杉 並 区 (約 59 万人)	江 東 区 (約 52 万人)	板 橋 区 (約 58 万人)	練 馬 区 (約 75 万人)	足 立 区 (約 70 万人)	江 戸 川 区 (約 70 万人)
介護保険認定者（要介護 1・2）	○	×	×	×	×	△
介護保険認定者（要介護 3～5）	○	○	△	○	○	○
身体障害者手帳（1・2 級）	○	○	○	○	○	△
身体障害者手帳（3 級）	○	×	○	×	△	△
愛の手帳（1・2 度）	○	○	○	○	○	○
愛の手帳（3 度）	○	×	○	○	×	△
精神障害者保健福祉手帳（1 級）	○	×	×	○	×	△
精神障害者保健福祉手帳（2・3 級）	○	×	×	×	×	△
難病患者	○	○	×	×	×	△

* 補足（「△」の条件について）

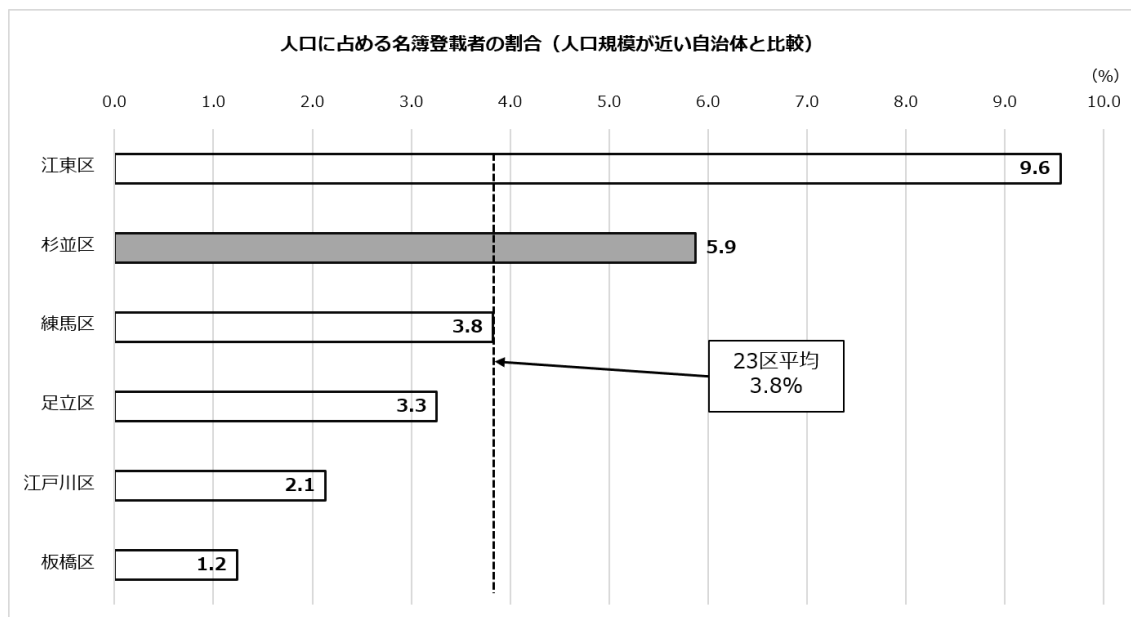
板橋区→要介護 3～5 認定者は、「ひとり暮らし」「高齢者のみ世帯」「要介護 3～5 認定者のみの世帯」のいずれかに該当する者を対象としている。

足立区→身体障害者手帳 3 級所持者は、福祉タクシー利用券又は自動車燃料費助成券の交付を受けている者を対象としている。

江戸川区→次の者を対象としている

- ・要介護 1・2 認定者のうち、ひとり暮らしの者
- ・身体障害者手帳 1・2 級（肢体不自由）の者
- ・身体障害者手帳 3 級（下肢機能障害、体幹機能障害又は移動機能障害）の者
- ・身体障害者手帳 1・2 級（視覚障害）のうち、ひとり暮らし又は障害者のみの世帯の者
- ・愛の手帳 3 度所持者のうち、ひとり暮らしの者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者のうち、ひとり暮らしの者
- ・難病患者のうち、在宅で人工呼吸器を使用されている方や医療的ケア児等

②人口比の比較



* 補足

江東区については、「75 歳以上のひとり暮らしの者」及び「75 歳以上のみの世帯に属する者」を一律に対象としていることから、人口に占める名簿登載者の割合が高い状況にある。

【比較から確認できた事項】

- ・杉並区は、人口規模が近い区と比較して広い対象範囲を設定しており、人口に占める名簿登載者の割合は 5.9% と、人口規模が近い区や 23 区平均（3.8%）を上回っている。
- ・他自治体では避難支援の必要性や世帯状況等を考慮した基準が採用されている場合が多い。

（４）広範な対象範囲における課題

今後、高齢化により老年人口の増加が見込まれる一方、主たる支援の担い手となる生産年齢人口は減少していくことが想定される。

このような状況の中、杉並区では前述のとおり避難行動要支援者の対象範囲を広く設定していることから、民生委員・児童委員、福祉専門職、震災救援所運営連絡会等の地域の担い手による個別避難支援プランの作成・更新や、災害時の避難支援等に係る負担の増大が懸念される。

さらに、支援の必要性や優先度が異なる者が同一の名簿に登載されていることにより、災害時に重点的な支援を要する者の把握や対応に支障が生じる可能性がある。

このため、限られた地域資源の中で、真に避難支援を必要とする者を適切に把握し、実効性のある避難支援体制を構築していくことが課題となっている。

2 見直しの考え方

(1) 制度趣旨との整合

災害対策基本法における「自ら避難することが困難であり、特に支援を要する者」という考え方を踏まえ、避難支援の必要性に着目した対象基準とする。

(2) 避難支援の実効性向上

真に避難支援を必要とする者を適切に把握し、個別避難支援プランの作成や災害時の安否確認等につながる実効性の高い制度とする。

(3) 地域の支援力との均衡

避難支援体制の実情を踏まえ、限られた支援資源を有効活用できる対象基準とする。

(4) 取りこぼしの防止

対象基準のみでは把握が困難な者については、本人申出等の方法により個別に支援の必要性を確認できる仕組みを維持する。

3 今後の進め方（予定）

令和8年	8月	見直しの背景・課題、考え方について協議（今回）
	11月頃	第2回杉並区災害時要配慮者支援対策連絡協議会 第1回協議会における意見を踏まえた見直し案の提示・協議
令和9年	3月	第3回杉並区災害時要配慮者支援対策連絡協議会 見直し内容の確定
	～5月	関係所管課等への周知、システム・運用等の調整
	6月	見直し内容の適用開始

「災害時要配慮者の支援のための行動指針」の改訂について

1 改訂の趣旨

「災害時要配慮者の支援のための行動指針」は、災害時要配慮者に対する平常時及び発災時の支援について定めたものであるが、令和元年7月の改訂以降、見直しを行っていない。

この間、災害対策基本法及び災害救助法の改正、個別避難計画制度の創設、杉並区地域防災計画の修正など、災害時要配慮者支援を取り巻く制度や環境が変化している。

このため、これらの制度改正や現在の運用実態等を踏まえ、関連する内容を反映した見直しを行う。

2 現行指針の概要

(1) 指針の目的

本指針は、災害時要配慮者への支援について、要配慮者本人・家族、地域住民、震災救援所、民間事業者及び区の役割と支援行動を整理し、関係者間で共通認識を図ることを目的としている。

(2) 対象

本指針における「災害時要配慮者」は、地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者を対象としている。なお、その他の要配慮者についても、本指針に準じて対応することとしている。

(3) 基本的な考え方

- ・要配慮者を含め在宅避難を原則とする
- ・平常時から減災対策や備蓄等の備えを進める
- ・発災時は安否確認、避難支援及び避難生活支援を行う
- ・要配慮者の状態に応じて、震災救援所、第二次救援所、福祉救援所等と連携して支援を行う

(4) 主な内容

- ・平常時の備え
- ・発災時の安否確認・避難支援
- ・震災救援所における支援
- ・避難生活支援
- ・在宅避難者への支援
- ・要配慮者、地域、事業者及び区の役割分担の整理

3 改訂の視点

- (1) 区民の当事者意識醸成を重視し、自助に基づく事前準備と在宅避難を基本として構成する。
- (2) 新たに本業務へ従事する職員向けの参考資料としての機能にも配慮し、本冊子を通じて業務の概要及び基本的な考え方を把握できる内容とする。
- (3) 理解しやすさを重視し、文体を平易かつ直接的に改めるとともに、図表、イラストその他の視覚的要素を活用する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年 11月 第2回協議会 改訂素案提示

令和9年 3月 第3回協議会 改訂案提示

5月頃 改訂版策定